

◎私たちは「経営者へのお役立ち度★世界一」の会社を目指します！

FAX 通信

Money マネーコンシェルジュ税理士法人
Business ショット
TEL : 06-6450-6990 FAX : 06-6450-6991
URL www.money-c.com www.business-s.jp

No209 (2024.1.10 号)

2024(令和6)年度税制改正速報！

【法人税】

項目	現在	改正内容	ワンポイント
★中小企業賃上げ促進税制の拡充・延長	前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(所得税)から税額控除できる制度。 最大 40% 税額控除可能	●最大 45% の税額控除へ ●赤字企業等には、5 年間の繰越税額控除措置を創設 ●教育訓練費増の上乗せ要件緩和、子育てとの両立支援や女性活躍支援企業には上乗せ措置創設	✓ 3 年延長 ✓ 2024(R6) 年 4 月 1 日開始 事業年度から適用 ✓ 法人住民税の計算においても適用
★倒産防止共済に解約後 2 年縛り	倒産防止共済を解約後に再契約した場合も、掛金は全額損金算入が可能	●解約後に再契約した場合、その解約日から 2 年間は掛金の損金算入が不可となる	✓ 2024(R6) 年 10 月 1 日以後の共済契約の解約について適用

【所得税】

項目	現在	改正内容	ワンポイント
★所得税・住民税の定額減税	なし	●納税者・配偶者を含めた扶養家族 1 人につき、2024(R6) 年分の所得税 3 万、2024(R6) 年度分の住民税 1 万の減税 ●2024(R6) 年分の合計所得金額が 1,805 万以下(給与なら 2,000 万以下)の所得制限あり	✓ 所得税は 2024(R6) 年 6 月の所得税額から控除 ✓ 住民税は 2024(R6) 年度分の所得割の額から控除 ✓ 所得税は源泉徴収義務者が計算することになる
住宅ローン減税(子育て支援)の拡充	2024(R6) 年中に認定住宅等を新築等した場合、ローン減税借入限度額は 3,000~4,500 万	●夫婦のいずれか 40 歳未満の者又は 19 歳未満の子を有する者が 2024(R6) 年中に認定住宅等を新築等した場合、ローン減税借入限度額を 4,000~5,000 万へ	✓ 床面積要件 40 m ² 以上とする緩和措置について、2024(R6) 年 12 月 31 日以前に建築確認を受けた家屋についても適用

【資産税】

項目	現在	改正内容	ワンポイント
★「特例承継計画」の提出期限延長	事業承継時の非上場株式等に係る相続税・贈与税がゼロになる納税猶予の特例制度。納税猶予の特例の適用には、事前に「特例承継計画」の提出が必要	●事業承継の検討が遅れている状況を踏まえ、「特例承継計画」の提出期限を 2 年延長	✓ 2026(R8) 年 3 月 31 日まで ✓ 事業承継税制特例制度の適用期限は、2027(R9) 年 12 月 31 日(個人版は 2028(R10) 年 12 月 31 日) で延長なし!
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、贈与税を非課税とする制度	●3 年延長(質の高い住宅 1,000 万、一般住宅 500 万が上限) ●省エネ等住宅の家屋要件を見直し	✓ 2026(R8) 年 12 月 31 日まで ✓ 親 60 歳未満でも相続時精算課税制度を選択できる措置も 3 年延長

※今回の内容は、国会を通過するまで正式な決定事項ではありません。今後の国会審議動向により内容が変更することがあります。

上記の内容につきましてご不明の点がございましたら、遠慮なくご連絡下さい。担当：今村京子 06-6450-6990 E-mail：kyoko@money-c.com

配信停止をご希望の場合は、お手数ですがお名前と FAX 番号をご記入の上ご返信下さい。

・お名前： · FAX 番号：

Copyright(C) 2005 All rights reserved By マネーコンシェルジュ税理士法人

